

新宿区教育委員会会議録

平成24年第2回定例会

平成24年2月3日

新宿区教育委員会

平成24年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成24年2月3日(金)

開会 午後 2時09分

閉会 午後 4時35分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	委 員	羽 原 清 雅
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 主 査	

議事日程

議案

- 日程第1 議案第 4号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第 5号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第 6号 新宿区義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第 7号 教育財産の用途廃止及び用途変更について
- 日程第5 議案第 8号 教育財産の用途廃止について
- 日程第6 議案第 9号 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）について
- 日程第7 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第11号 平成24年度新宿区一般会計予算

協議

- 1 「新宿区教育ビジョン」個別事業（平成24年度～27年度）について（教育調整課長）

報告

- 1 平成24年度新入学 学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）
- 2 平成24年度区立幼稚園の学級編制について（学校運営課長）
- 3 平成24年度 学校給食調理業務委託事業者の選定結果について（学校運営課長）
- 4 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）に対するパブリック・コメントの実施について（副参事「学校適正配置等担当」）
- 5 その他

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから、平成24年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議には、白井委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

○菊池委員 本日の議事に入る前に、去る1月25日に開催した第1回臨時会での発言において、誤解を招くおそれのある発言がありましたので、訂正申し上げたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

○松尾委員長 ただいま菊池委員より申し出がございましたが、その旨、発言を訂正することに異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育調整課長 ただいまの菊池委員に関連した部分につきましても、事務局のほうで調整させていただきたいと思います。

○松尾委員長 ただいま教育調整課長から発言がございました。議事録については、事務局に調整をお願いするということにいたしたいと思います。

◎ 議案第 4号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◎ 議案第 5号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例

◎ 議案第 6号 新宿区義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例

◎ 議案第 7号 教育財産の用途廃止及び用途変更について

◎ 議案第 8号 教育財産の用途廃止について

◎ 議案第 9号 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）について

◎ 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第6号）

◎ 議案第11号 平成24年度新宿区一般会計予算

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第4号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」

「日程第2 議案第5号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」「日程第3 議案第6号 新宿区義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例」「日程第4 議案第7号

教育財産の用途廃止及び用途変更について」「日程第5 議案第8号 教育財産の用途廃止について」「日程第6 議案第9号 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）について」「日程第7 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第6号）」「日程第8 議案第11号 平成24年度新宿区一般会計予算」を議題といたします。

○**教育長** 「日程第7 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第6号）」及び「日程第8 議案第11号 平成24年度新宿区一般会計予算」については、平成24年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおれがありますので、非公開による審議をお願いいたします。

○**松尾委員長** ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第7 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第6号）」及び「日程第8 議案第11号 平成24年度新宿区一般会計予算」を非公開により審議することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**松尾委員長** それでは、議案第4号から議案第9号までを審議した後、議案第10号及び議案第11号を非公開により審議いたします。

それでは、まず議案第4号から議案第9号までを議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○**教育調整課長** それでは、議案概要をご覧ください。

議案第4号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございます。

議案概要の1、改正の概要でございますが、休業日に係る規定を改正し、教育委員会への届け出で学校が休業日に授業を実施することができる範囲を拡大するということで、改正の内容といたしましては、開校記念日及び都民の日に授業を行うことを、教育委員会の許可から届け出に改めるということでございます。

新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の下線が引いてある部分を改正するというところでございます。こちらにあるとおり現行のただし書きの部分、「運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。」というところに、3条の2の4号、5号を

加えるということでございます。したがって、改正後は、規定が長くなるために号立てをしてございますが、（１）のところが従来のところ、そして（２）は新しく設けるというところでございます。（２）のところ、「前項第４号又は第５号に規定する日に授業を行うとき（前号の規定により授業を行うときを除く。）」。この括弧の「前号の規定により授業を行うとき」というのは、例えば開校記念日に運動会を行うというようなケースを想定しての規定でございます。

施行日は、公布の日からでございます。

提案理由でございますが、新宿区立学校における休業日に係る規定を改正する必要があるためでございます。

続きまして、第５号議案でございます。新宿区職員定数条例の一部を改正する条例ということで、まず議案概要の表をご覧ください。

改正の概要でございますが、条例第２条を改正し、学校の職員の定数を改めるということで、教育委員会の所管に属する学校の職員、現行が214人のところ、改定後、195人ということで、19人の減でございます。

こちら新旧対照表をご覧ください。

こちらに新宿区全体の職員の定数が出ております。２条のところをご覧いただきまして、新宿区全体で現行では2,808人、改正後は2,761人と、区全体では47人の減ということでございます。

また、もとの１枚目にお戻りいただきまして、その19名の減の内訳ですが、１つが学校警備の再任用制度の活用、これによって２名の減、次が学校給食調理業務の委託化、これによって９名の減、次が幼稚園の子ども園化等に伴う定数減ということで８名の減となっております。

施行日につきましては、平成24年４月１日です。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。

引き続きまして、第６号議案でございます。新宿区義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例でございます。

概要の１のところでございます。義務教育施設整備のほか、次世代育成のための環境整備を目的とした基金とするため、基金の名称を「新宿区義務教育施設整備等次世代育成環境整備基金」に改めるというものでございます。題名及び設置目的についても、所要の改正を行

うというものでございます。

これにつきましては、まず基金の背景ですが、本区には各種施設整備基金がございます。社会資本整備基金あるいはみどり公園基金、こちらの義務教育施設整備基金がございます。区の施策目的実現のため、有効かつ弾力的に活用できるよう、これまでも再編整備等を行っております。そして、現段階で第二次実行計画期間に、待機児童解消あるいは福祉施設の整備経費、こういったものが想定されているわけでございますが、平成27年度末で社会資本等整備基金の残高が少なくなる。その一方、義務教育施設整備基金の残高、これが若干余裕があるというようなところで、基金の有効活用を図るため、再編を図るというものでございます。

そして、こちら新旧対照表をご覧ください。

改正いたしますのは、まず名称でございます。先ほど申し上げましたとおりです。

そして、1条のところ、改正後のところをご覧くださいますと、義務教育施設整備その他の次代の社会を担う子どもの健やかな成長のための環境整備に係る資金というようなところを入れております。

それと、6条のところ、第1条の目的に必要なというようなところを、「第1条に規定する基金の設置目的のために必要な場合に限り」という文言に訂正してございます。

それから7条の委任ということで、基金の管理に必要な事項は規則で定めるとなっておりますが、実際に規則がないということで、この7条については削除ということになっております。

施行日は、平成24年4月1日です。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。

続きまして、第7号議案でございます。教育財産の用途廃止及び用途変更についてでございます。

1枚めくっていただきまして、概要の資料をご覧ください。

まず1で、教育財産の用途廃止でございますが、物件の表示、新宿区立戸塚第三小学校でございます。所在は表記のとおりでございます。種別、土地でございます。28.63㎡でございます。用途廃止年月日としては、平成24年2月6日。区長への引き継ぎ年月日は、平成24年2月6日でございます。

次のページに平面図が出てございます。こちらの用途廃止につきましては、平面図の赤い

部分で引かれている部分でございます。その右側が戸塚第三小学校ということです。

お戻りいただきまして（４）でございます。用途廃止理由ということで、消防活動や交通・環境上障害となる狭い道路の解消に向けということで、建築基準法の42条2項、2項道路とよく言いますが、4メートル道路の確保と、あと東京都の建築安全条例による隅切り用地、この確保ということの方針のもと、区道の拡幅に当てるために道路に編入するというようなところでございます。これが1点です。

それと、もう一つ、2番で教育財産の用途変更でございます。こちらは物件の表示、（１）物件の名称が、特別区道23-370で、所在は表記のとおりでございます。種別は道路で8.19㎡。用途変更の内容でございますが、こちらは道路から学校施設へ用途変更することでございます。用途変更年月日につきましては、平成24年2月6日でございます。

こちら先ほどの案内図のうち青い部分を用途変更することでございます。

変更の理由でございますが、道路の形成上、現行区道の一部を学校敷地として組み入れることが適切なためということで、みどり土木部から所管替えを受けて学校施設への用途変更を行うということでございます。

提案理由でございますが、教育財産（新宿区立戸塚第三小学校敷地）に接している区道を拡幅整備するに当たり、道路に編入される敷地部分の用途廃止及び現行道路区域の一部を新たに敷地へ組みかえる用途変更を行うためでございます。

引き続きまして、議案第8号でございます。教育財産の用途廃止についてということでございます。

こちら次のページに概要がございます。

これにつきましては、11月4日の当委員会におきまして、新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例ということで議決いただきました落合第五幼稚園の廃止について、その財産部分の議決ということでございます。

物件の表示でございますが、新宿区立落合第五幼稚園、所在地は表記のとおりでございます。種別といたしましては、建物、建物面積633㎡でございます。用途廃止年月日は、平成24年4月1日。区長への引き継ぎ年月日、平成24年4月1日でございます。

用途廃止理由でございますが、「新宿区子ども園化推進検討委員会最終報告」及び「新宿区子ども園推進調整会議」に基づき、落合第五幼稚園と中井保育園はおちごなかい子ども園となるということに伴いまして、落合第五幼稚園の幼稚園認可を廃止して、平成24年3月31日に廃園となる。このため、教育財産としての用途を廃止するというものでございます。

提案理由でございますが、新宿区立落合第五幼稚園の廃園に伴い、教育財産としての用途を廃止する必要があるためでございます。

次に、議案第9号でございます。新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）についてでございます。

お手元の資料、素案をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

1ページの5行目でございます。「検討協議会では、7回にわたる協議を行い、」ということで、先日、平成24年1月、答申の取りまとめがなされてございます。その答申の中では、通学区域制度を原則として、各校の普通教室を確保し、学校間の児童・生徒数の差を緩和する中で、新宿区立小・中学校が望ましい規模を確保することの重要性、これが示されております。新宿区教育委員会ではということで、この答申の趣旨を踏まえまして素案を作成したということでございます。

2ページのところで、まず分野別で通学区域となっております。通学区域、括弧書きの中、「学校の通学区域を維持することを基本とします」ということをベースとしてございます。ただしということで、2点ございます。ただし、次のような場合は改正について検討を行うということで、1つが「普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討します。」。それともう1点が、道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、特に通学の安全確保の視点から検討するというものでございます。

次は、3ページのところでは、学校選択制度ということで、まず「通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持します」ということでございます。こちら、ただしということで、小学校においては次のように見直すということでございます。1点目が、「選択できない学校を指定します。」ということで、通学区域内の児童だけで3学級編制になり得る学校等については、平成25年度新入学時より、必要に応じて通学区域外の児童は選択できない学校として指定するというのが1点でございます。もう1点が、「抽選時の兄弟姉妹優先の取扱いを廃止します。」ということで、こちら、選択希望校に兄弟がいる場合における抽選等の優先取り扱いは、平成25年度新入学時より廃止する。ただし、経過期間を設けますということでございます。

4ページにまいりまして、学校の適正規模ということで、まず小学校につきましては12学級から18学級を適正規模とする。そして、中学校につきましては12学級以上を適正規模とするという内容になってございます。

最後に、学校適正配置ということで、こちらも今後も学校適正配置を推進しますという大原則のもと、小学校、児童数が150人を下回った学校、そして中学校は1学年2学級規模以下の学校ということでございます。

それで、今後の日程でございますが、後ほど報告のところでは触れさせていただきますが、今後、地域説明会を実施し、さらにパブリック・コメントを受け付けまして、区民の皆様の御意見を聞いていきたいというように考えています。

提案理由でございますが、新宿区教育環境検討協議会において取りまとめた答申の趣旨を踏まえ、教育委員会が定めた教育目標の実現に資する新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置に関する基本方針（素案）を定めるためでございます。

以上でございます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

それでは、まず初めの議案第4号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則ですが、これにつきまして御意見、御質問がある方は、どうぞお願いします。

○教育長 この規則改正は、授業時間の確保をしやすくするという趣旨だと思います。そういう面では、本年の4月から中学校で新学習指導要領が全面実施されるということで、その授業時間の確保にそれぞれの学校が工夫をしなければならないというようなことが新聞でもされていますし、区内の学校長との話の中でも、そのような話が出てきます。今、区内の中学校ではどのような作業をされていて、まためどが立っているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○教育指導課長 中学校の来年度の新教育課程につきましては、980時間が1,015時間に増えます。それに向けて、各学校では現在、教育課程の編成作業を行っています。教育委員会では、2月24日から個別に相談日を設けておりまして、1校1校、現在作成中の教育課程の内容について指導、助言をしていくところでございます。来年度につきましては、特に3年生の授業時数が厳しいのですが、3年生についてはたまたま入試関係の日が土日に重なるのが3日間ございまして、多少ゆとりのある教育課程になっておりますが、再来年度以降、そういったことが起こらない場合も多いわけですから、この管理運営規則の改正によって、学校は多少なりともゆとりを持って教育課程の編成が臨めると思います。

○松尾委員長 確認ですけれども、今の授業時数というのは小学校も中学校も同じですか。

○教育指導課長 各学年によって違いますが、小学校の1年生が850時間、2年生が910時間、3年生が945時間、4年生、5年生、6年生が980時間というようになっております。中学校

については、来年度から1,015時間ということになります。

○松尾委員長 小学校の時間数は変化ないのですか。

○教育指導課長 小学校では今年度からすでに新教育課程がスタートしていますが、昨年度、1年生が816時間だったものが、今年度850時間、2年生については875時間だったものが910時間というように増加しております。

○松尾委員長 わかりました。小学校については既に増えているということです。中学校につきましては、来年度から授業時数が増えるということでございます。

以上、確認でしたけれども、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

議案第4号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について、御意見、御質問をどうぞ。

○教育長 学校職員が19名減になるということで、学校警備の再任用制度の活用や、学校給食調理業務の委託化に伴って減になるというのはわかりやすいのですが、その後の幼稚園の子ども園化等に伴う定数減というのは、子ども園化に伴い幼稚園教諭が子ども家庭部にいくということでの減なのか、その辺はどうですか。

○教育調整課長 人員の行き来については、子ども園化で幼稚園教諭が3人減と、あとほかの部分については定数整理の関係でということでございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はございますか。

○熊谷委員 行革の一環で、どこの部局も、日本中、定数削減で非常に苦勞されていると思いますが、区長部局が2,437人から28人減るのに比べ、214人の教育委員会から19人減るということは、かなりのそれなりの大幅な削減だと認識しております。一方で先ほど審議したように、小・中学校の授業時間がアップしたりして、教員等に関する負担はどんどん増しているような状況ですので、大きな定数削減の流れというのは、ある程度仕方がないと思いますけれども、教育の将来を考えるとできるだけ教育委員会の定員の削減というのは少なく、できれば削減ではなくて増やすぐらいの方向で考えていただきたいというように思っております。今回のこの削減については、私はやむを得ないと思いますけれども、こういうことがずっ

と続いていって、何かそのある一定の割合で中身の検討がなくて数合わせのような削減というのは、教育委員会になじまないと思いますので、ぜひその辺のあたりを私としては今後ともいろいろ御検討の中で慎重に、あるいは真摯に考えていただいて、言うべきところは言う。結果的に、いろいろな形で校長先生を初め各学校の職員の方に、その部分のしわ寄せがいくと思いますので、目先の定員削減だけで数合わせというようなことについては、ぜひ慎重に、これまで以上に慎重に考えていただきたいと思います。

○教育調整課長 まさに今委員おっしゃるとおりでございます。私どももその辺の業務内容の精査の部分も含めて、質というのでしょうか、内容的なところは落とさないように十分注意していこうと思います。このような再任用の活用や給食業務の委託化も、そういった視点から十分検証した上で取り組んでまいりたいと考えております。

○熊谷委員 よろしくお祈いします。

○教育長 熊谷委員の今の御意見、趣旨としては本当にそのように思います。一方で新聞にも報道されていますが、東京都の定数なども全般的に職員の定数が抑えられている中で、学校の教員については35人学級の導入などもあるので、そこは非常に突出して伸びているということもあります。また、新宿区でも、この間、ここに書かれているような警備ですとか、給食調理業務の委託化は進めてきましたが、一方で区費講師を本当に都内の中でも非常に手厚く配置しているのではないかと感じております。常勤職員という枠ではありませんので、定数条例としては減にはなっておりますが、そのような努力もしております。

○熊谷委員 よろしくお祈いいたします。

○松尾委員長 私から1つお伺いしますが、幼稚園の子ども園化等に伴う定数減ということで、これ教育委員会からマイナス8ということですが、これは子ども園化されて、保育園と幼稚園が一緒になる部分があるかと思っておりますけれども、全体としての定数の増減はどのようになっておりますでしょうか。つまり、教育委員会のほうで定数が減った分は、これは子ども園のほうに移った部分もあるのでしょうか。

○教育調整課長 基本的には、今回の教育委員会のほうでマイナスになっております幼稚園教諭のマイナス3の部分については、子ども園のほうで措置されるということでございます。

○松尾委員長 幼稚園の子ども園化に伴って、幼稚園の機能の部分について、そこは教育委員会を離れる部分があるかと思っておりますが、その部分についてしっかりとした対応がなされるようにお願いをしたいと思うところです。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第5号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号 新宿区義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例でございますが、こちらにつきまして御意見、御質問のある方はどうぞ。

ないようでしたら私から1つお伺いしたいのですが、この基金を実際に取り崩して使用する場合の手続について教えていただけますか。

○学校運営課長 基金を取り崩す場合には、予算の中で行います。そういう意味では、基金を取り崩して、それで実際は歳入という扱いにして、それから実際に支出する場合は歳出という形で、予算に組み込みます。実際に使用するのは今までも、例えば新宿西戸山中学校の建設ということで、建設のための資金として、具体的には建築費とか設備費関係は、歳出の予算をきちんと組むということです。歳入の場合は、繰入金ということで入ってきますので、一般の会計の中で明示して、そういう処理をしていくということでございます。

○松尾委員長 そうしますと、これは今回改正によりまして、この第1条で、これまでは義務教育施設整備の資金に充てるためという目的であったものが、今度は義務教育施設整備その他の次代の社会を担う子どもの健やかな健康のための環境整備に係る資金に充てるためということで目的が広くなりましたので、そうしますと義務教育施設整備ということであれば、ほぼ自動的に教育委員会に関連する内容に使用するということでしたが、これからは教育委員会のみならず新宿区のその他の資金に使用することもできるようになると、そういう変更を意味するわけですか。

○学校運営課長 そのとおりでございます。目的として、次世代育成のための環境整備に活用できるということで、今後、具体的にどのようなものになるかということはあると思いますが、過去の次世代育成の関係ということで考えますと、例えば保育所関係や子ども家庭教育センターなど、そのような関連するようなものも含めて、幅広く次世代関係のものにも使用できるということになります。

○松尾委員長 そうしますと、かなり広い範囲で使用できる。そういう意味では自由度が増すわけでありましたが、教育委員会としては教育委員会に係る事業以外にも使用されるということになりますが、その場合、その使い道についての議論というものは、最初の質問と関連しますけれども、どのような形でなされていくことになるのでしょうか。

○**学校運営課長** 一般的には財政運営の問題として、区全体の中でどの基金を使うか、またそもそも基金から支出するのかなどというようなことは、全体の中で検討されるということでございます。それから、教育委員会関係に関していえば、この基金からは、先ほど例で出しました新宿西戸山中等の例えば大型の統合施設等に今まで使ってきましたから、今後そのような例が出れば当然そういうように使っていく。それから、現在は主に計画修繕とか、それから一般修繕もこの基金を崩して使っているということで、この辺に関してはこの基金を有効に活用していくということで、教育委員会の実際の支出の面においては、十分これも活用されているということで、教育委員会の活用の仕方が制限されるとか、少なくなるとか、そういうことは今後もないというように考えております。

○**松尾委員長** わかりました。それでは、しっかりと有効に活用していただきたいというように思います。

そのほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第6号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**松尾委員長** 議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号、戸塚第三小学校にかかわる教育財産の用途廃止及び用途変更についてですが、こちらにつきまして御意見、御質問がございましたらどうぞ。

これは用途の変更廃止及び用途の変更で、要は学校の敷地が少し増えたり減ったりする部分があるかと思いますが、これは学校運営上の支障についてはいかがでしょうか。

○**学校運営課長** 学校運営上は端的に言って支障はございません。まず減る部分につきましては、道路になるということで、当然少し下がるということになります。大体長さが40メートルぐらいで、50センチから70センチぐらい下がっていくということになっております。これが赤の部分です。これについては、そのようにまた新たにフェンスとかをつくったりとか、作り直したりしてということで、もちろん学校とこれはきちんと打ち合わせしながら進めていって、支障がないように整備はしました。

それから、もう一方に関しましては、ここはそこのところを植栽などをしまして、緑が増えたということになっていきますので、学校にとってもメリットがあるところだということなので、このようにしたということでございます。

○**松尾委員長** わかりました。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第7号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号について、こちらは新宿区立落合第五幼稚園の廃園に伴うものですが、こちらにつきまして御意見、御質問のある方はどうぞ。

○教育長 この4月から落合第五幼稚園は廃園になって、おちごなかい子ども園が発足するという事です。工事などが入っていたように思いますが、その辺はどのように準備は進んでいるのでしょうか。この教育財産の用途廃止される部分について、現在の状況というのとはどのような状況でしょうか。

○学校運営課長 現在のところ聞いているところでは、子ども園化を進めるために工事が進んでいるということで、現在も若干しているというように聞いております。途中で若干工事の進捗が遅れたというようなことを聞きましたけれども、最終的には最後のところではきちんとできるという報告を受けているということです。これに関しましては、学校の校長先生を初め学校のほうの協力もかなり得られまして、今運営に関しても子ども家庭部と、その辺のことは連携も十分できてきていると聞いております。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第8号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号の基本方針（素案）につきまして、御意見、御質問のある方はどうぞ。

これは前回の臨時会で、協議の中で取り扱ったものでございますが、その後、何かお気づきになられた点等ございますでしょうか。

○熊谷委員 私としては大変、この素案は簡潔でわかりやすくまとまったというように評価をしておりますけれども、これまで事務局のほうでいろいろ、大分御苦労されたのが如実にここにあらわれていると思いますが、この素案を本日の基本方針として決定すれば、すぐにこの素案がパブリック・コメントにかかると思いますので、パブコメにかかりますと、我々はかなりいろいろな多角的な観点から検討しても、区民の皆さんから見ると多分いろいろな御意見が出てくると思いますので、パブコメの結果をぜひよく参考にさせていただいて、もしこ

の案の補強すべき点、あるいは修正すべき点等があれば、真摯にその区民の方の御意見を斟酌して、よりいいものに仕上げさせていただきたいと思いを。

よろしくお願ひいたします。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第9号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第7 議案第10号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第6号）」「日程第8 議案第11号 平成24年度新宿区一般会計予算」を非公開により審議いたします。

恐縮ですが傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 3時50分再開

◎ 協議1 「新宿区教育ビジョン」個別事業（平成24年度～27年度）について

○松尾委員長 それでは、次に協議に入ります。

「新宿区教育ビジョン」個別事業（平成24年度～27年度）についてを協議いたします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、新宿区教育ビジョンの個別事業につきまして御説明を申し上げます。

1枚の概要をまとめた資料がございます。

まず、1の「新宿区教育ビジョン」の概要ということで、目的・位置づけ、教育ビジョンの内容、そして2のところ個別事業見直しの趣旨というようなところがございます。これにつきましては、厚くなっている冊子の2ページのところがございます。

まず、新宿区教育ビジョンと第二次実行計画の関係のイメージ図ということで、2ページの下のところがございます。3つの柱と14の課題、基本施策、その下に個別事業がございまして、今回は第二次実行計画の策定と整合性を図るために、個別事業の見直しを行うという内容でございます。

それで、資料の裏側、3番として新規・拡充した事業ということで、柱別に新規・拡充事業を上げてございます。このうち主な事業を冊子に沿って御説明申し上げたいと思いを。

まず、15ページをお開きください。

一番上の人権教育の推進でございます。こちら新規事業となっておりますが、これまで取り組んでまいりました道徳教育あるいは法教育、こういった推進に関する取り組みのうち、人権教育に関するものを明確化するため、個別事業の1つとして、新規事業として立ち上げました。区の人権尊重教育推進校を指定いたしまして、人権教育を効果的に展開するための取り組みについて研究し、その成果を区立学校で共有していくというものでございます。

次に、16ページの②です。一番下です。スポーツギネス新宿・体力テストの実施、これは拡充事業でございます。この事業につきましては、23年度までの取り組みといたしまして、さまざまな運動の経験、あるいは記録向上への挑戦、こういったものを通じまして運動の楽しさを味わせ、運動の日常化と体力向上を図る区の取り組みとして、平成23年度からスポーツギネス新宿を全小学校で実施しています。24年度以降は、この部分を全中学校でも実施していきます。また、あわせまして24年度の試行を経て、区独自に全幼稚園においても体力テストを実施するという内容でございます。

次に、19ページでございます。

学校図書館の充実ということで、これは新規事業扱いとなっております。子ども読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、平成25年度より学校図書館司書を2校に1校配置し、学校図書館の計画的購入、児童・生徒への読書案内やレファレンス、区立図書館との連携を行って学校図書館の充実を図っていくというものでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進、拡充事業でございます。23年までの取り組みといたしましては、地域に開かれた学校づくりを進めるためということで、小学校3校、中学校1校を地域協働学校に指定してまいりました。24年度以降の拡充部分としては、これまでの取り組みの検証等を進めていくとともに、保護者や地域の方へ説明、周知を行いながら、順次、地域協働学校指定校を増やしていきますという内容でございます。新たな指定として、小学校12校、中学校4校を設定してございます。

次に、29ページでございます。

地域図書館の整備（落合地域）、実行計画事業、新規扱いでございます。新宿区緊急地震対策により、旧戸山中学校を仮施設として、移転する現中央図書館跡地に地域図書館を整備するという内容でございます。先ほど御議論いただいたところでございます。

次に、31ページでございます。

学校防災対策の強化ということで、新規事業となっております。東日本大震災の経験を踏まえまして、今後、首都直下型地震が発生した場合において、児童・生徒の安全確保、あるいは地域防災拠点としての学校の役割を果たすことができるよう、学校における防災対策を強化する必要があるということで、新規事業として立ち上げるものでございます。関係各課と学校関係者が構成する学校防災連絡会、こういったものを設置いたしまして、情報共有や防災対策を検討していくというものでございます。

次に、38ページ、児童・生徒の不登校対策、新規事業でございます。23年度までの取り組みといたしましては、不登校対策委員会あるいは担当者連絡会を開催いたしまして、各学校の担当教員や不登校防止の取り組みを協議、実践していく、こういうことでございます。24年度以降の拡充部分といたしましては、スクールソーシャルワーカーを1名から2名、そして家庭と子供の支援員を5名に増員し、派遣するというところでございます。これによりまして、学校復帰や未然防止のための家庭への支援を一層充実させるというものでございます。

次に、41ページでございます。

巡回指導相談体制の構築、拡充事業となっております。平成24年度以降の拡充部分といたしましては、特別支援教育推進員を毎年2名ずつ増やしまして、平成28年度には28名とする。発達障害のある児童・生徒への適切な教育支援を行い、学校内指導体制の充実に努めるというものでございます。

同じくその下でございます。41ページでございますが、情緒障害等通級指導学級の設置ということで、現在、落合第一小学校の情緒障害通級学級の2学級を仮教室で23年度までは実施してございます。24年度以降は、幼稚園舎を改修いたしまして、25年度、本格開設につなげていくということでございます。

そして、43ページがエコスクールの整備推進ということで、拡充事業でございます。27年度までに新たに校庭芝生化2校、屋上緑化4校、太陽光発電設置工事5校などを行い、環境に配慮した学校施設を整備するとともに、子どもたちの環境学習の拠点として活用するというものでございます。

そして、44ページから46ページに20年度から23年度の個別事業と今回の24年度から27年度の個別事業の関連表を示してございます。今回、新規事業としては8事業、廃止事業が11、名称を変更いたしましたのが24事業、事業移管が1事業でございます。

そして、47ページ以降は、21年度から23年度まで新宿区教育ビジョンに盛り込まれている内容の取り組みを書いてございます。

48ページはスクールカウンセラーの派遣、49ページでは子ども園化の推進、あるいは地域協働学校の推進、50ページにまいりまして学校安全計画の策定、51ページでは学校施設の計画的整備、西戸山地区の中学校でございます。52ページでは学校の情報化の推進、その下、日本語サポート指導と出てございます。それと54ページ以降は、教育ビジョンに掲載してございました資料、これを直近のデータに塗り直しましておつけしてございます。

以上、雑駁でございますが、説明にかえさせていただきます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

協議1について、御意見、御質問がある方はどうぞ。

まず私から1点。

この23ページの地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進というところですが、私の記憶では以前これについて議論しましたときに、学校というものはその地域の特性とか、そういったものによって地域協働のあり方というものは違いがあり得るということで、制度を設計するに当たってはなるべく自由度が高いように、その地域に合ったやり方ができるようということに注意を払ってきたものと記憶しております。ですからこの地域協働学校を推進するとうたってありますが、それに当たってもやはりその地域と、地域に合った学校をつくっていくのだという視点が見えなくて、これまでの地域協働学校の取り組みを踏まえて周知を行うというところにとどまっている感じがしますので、そのあたり地域に合ったやり方でやっていけるという、あるいはそういう部分に配慮を行っていくという点についても書き込みがあったほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育支援課長 今委員長御指摘の部分につきましては、私ども、その後のなお書きのところの後半部分、「各学校の状況や地域の実情に十分配慮しながら」と、こういったことで取り組みを考えていき、指定に当たっては円滑な導入のため、まず前提の部分で、そこでの取り組みは学校、地域の実情をきちんとつかんで配慮していくというつもりで、ここを記載しております。

○松尾委員長 そのようには読み取りづらい感じもいたしますが、その周知の部分ですが、説明会の実施、パンフレット作成等の周知というのが、これまでの取り組みを踏まえたものとして取り扱われていますから、その後段の各学校の状況や地域の実情に配慮するという部分が周知にかかるというようには余り見えないと思いますけれども、そのあたり少し工夫していただいたらよろしいかと思えます。

○熊谷委員 いろいろ新規の事業を立ち上げていただいておりますが、この中で私は情報モラル

の教育の推進、このビジョンでは30ページに書いてありますけれども、この辺、この情報モラルについて、非常にある意味では子どもの将来にとって重要だし、場合によっては日本の将来を担っていく人たち全体の問題だし、本当に国民的な問題だと思っています。例えば、情報モラルといっても、ここに書いてあるようなインターネットとか携帯電話のことだけではなく、そもそも情報はみんなわかっている、インターネットはわかっているけれども、モラルをわかっているんです。ですから、これはその前のほうの道德教育に当たるのかよくわかりませんが、社会的なモラル等、両方、総合的なモラルをきちんと、この情報モラル教育の中で教え込んでいかないと多分うまくいかないだろうと私は思っています。

例えば、今非常に腹が立つのは、電車とか地下鉄とか、すべて優先席がありますが、あそこへ高齢者が前に立っているのに座っているのは、これはまだしも、そこへ座っている若者は必ず携帯使っている。あそこの席には、必ず携帯電話をオフにしてくださいと書いてある。それから、つり革も黄色くなっている。あれだけ書いてあって、車内放送も時々流れるんです。でも、ほとんどの若者はあそこで携帯使っていて、つまりオフにしないで、使っている。それから、高齢者とか、中年の方、これからの社会の見本にならなければいけないような人たちが、そこで同じようなことをやるんです。それを見ると、ものすごく、毎日のように腹が立っているわけですが、これは社会モラルの話なのです。ですから、あそこに日本のある意味では今置かれている情報化社会と、社会と、それから子どもたちの、非常に何ともいえない貧困な状況が見てとれるんです。

そういうことで、この情報モラルの教育については、特に新宿区は新宿駅が日本一のターミナルで300万人以上が1日動いています。そんなところで、いろいろな人が行き会うところですから、子どもたちにとって非常に情報モラルというのは重要だと思うので、ぜひ新規事業の中では特に力を入れて推進をしていただきたいと思います。

○教育指導課長 委員が憂えているモラルの無さというのでしょうか、それについては学校においても常に話題になることだと思います。情報モラルに限らず、モラルの向上のために努力していきたいと思えます。

また、情報モラルというこの部分に特化してお話をすれば、モラルだけではなくて、情報についてはルールというのでしょうか、モラルだとどちらかといえば、このようにしたほうが良いといったようなニュアンスになると思いますけれども、実は情報モラルで重要なのはルールを守ること。例えば著作権にしても、個人情報の取り扱いにしても、モラルではなくて、もう法で定まっていることだというような認識を、やはり法の教育の部分でも学校教育

ではしっかりと教えていかなければいけない時期にきているというように感じております。
いずれにしても、努力してまいりたいと思います。

○熊谷委員 よろしくお願ひします。

ルールというのと、どちらかという制限を加えるとか規制をする方向にいくので、そういう問題で済むだけではなく、むしろここに書いている情報化の「光と影」とあります。影のほうは何とかチェックして、厳しい場合には少し罰則的な、そういうことで防いでいけると思いますが、そういうことではなくて、むしろ光というか、本当にモラルということのすばらしさ、大切さとかのほうをうまく教育していくことによって、例えばこの情報モラルも、基本的なモラルがきちんと教育されていると、人命の救助とか、それから何か起こったときの友達とか保護者との間の温かな面。逆に影のほうは、この情報を使っていじめをしたり、それからとんでもない反社会的なところと、子どもが興味を持ったりということにつながりますので、それは基本的な道徳とか社会的モラルがおろそかになっている、その情報のほうのモラルがとんでもないことになるというような構図だと思っているんです。

ですから、マスコミなどは、妙に情報の、そこでモラルがどうのこうのと、こういう議論が盛んですけれども、そうではなくて基本的なモラルが、少し大げさに言うと、日本人が今非常に貧困になっていて、モラルということ自体が場合によっては大人も保護者も、あるいは、学校の先生は大丈夫だと思いますけれども、そういう社会的な要職にある人たちがかなりその意識が薄い。これを考えていくと、O T Jでも、単なる職場のことを教えるのではなくて、職場での本当のモラルとは何かをきちんと子どもたちに教えていくような、そういうことが大事だなと思っているので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思います。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

私からもう1点、32ページですが、基本施策19ということで、時代の変化に応じた教育環境づくりとあります。学校適正配置等の推進という部分におきましては、教育環境の変化に対応していくために、教育環境検討協議会において取りまとめた答申の趣旨を踏まえて基本方針を策定するということですが、その下の区立幼稚園については、その時代の変化に応じたという部分については、どのようにとらえればよろしいのでしょうか。

○学校運営課長 ここには時代の変化というのが、②のところに表現はされておりましたが、全体的には時代の変化ということは当然考慮に入れております。具体的には、やはり幼稚園に対する需要、この変化です。ピーク時が4,800人ぐらいの幼稚園児数がいました。昭和53年ぐらいの話です。それが現在は、後ほどまた報告しますが、区立幼稚園は約800人を割っ

ております。ということは6分の1という幼稚園児数、それはそれだけ区立幼稚園というのは需要が減っているということです。それに対して供給側のほうですが、区立幼稚園ということに限れば、当初は36園ありました。小学校、基本的には併設、また若干独立園がありますが36園。それが現在は18、来年は17園になるわけですけれども、半分ということで、単純に算数的に見れば園児数は3分の1ぐらいに薄まってしまっているという状況になっております。保護者とか子どもの置かれている状況が、そのように新宿でも変わってきている、そういう変化に合わせて対応していくという考え方でございます。

○松尾委員長 小学校については、その人口の推移ということで地域によっては増加する。また、35人学級の導入と相まって、少しもう一度検討しなければならないということで、昨年、協議会を設けたわけですけれども、幼稚園については、その部分についてはどのようにとらえていますか。

○学校運営課長 これにつきましては、幼稚園のあり方検討会というものが、以前からありますが、今年度もそれを基本に活用しております。その親会に当たるあり方検討会のほうでは、メンバーとすれば教育次長とか関係課長と主に園長先生、それから現場の副園長、主任も入っております。それから子ども家庭部からもきてもらいまして、検討しているということです。さらにそのもとに部会を開きまして、かなり詳細に今検討もしております。これは先ほどから出ていますように地域実情とか地域バランスとか地域の需要とか、そういうものもやはりそれなりに調査して、それをもとにしてこれからの幼稚園のあり方、具体的にはやはりもう出ていますので、5園の廃止の問題とか、そこはどこがふさわしいとか、そういうこともかなり細かく見ていくという形で、そういう検討をしております。

○松尾委員長 人口の推移等についてはいかがですか。

○学校運営課長 人口の推移も基本的に見ていくということがございます。子どもの数ということがございます。それとともに、幼稚園の場合は人口の推移とともに幼稚園に対する需要が、実際にどのぐらいあるかというのは人口の推移だけではわからない。それ以外に保育園を希望される方とか、子ども園を希望される方とか、それからさらに私立幼稚園を希望される方とか、それからさらにもうちょっと言いますと他区の私立幼稚園にいかれる方も結構います。そのような需要もあるので、人口推移だけではなくてその辺も含めて見ていくという必要があるというように考えております。

○松尾委員長 わかりました。

○教育長 今回、教育ビジョンを第二次実行計画が策定されるということとあわせて見直しを

したということですが、この教育ビジョンはそもそも21年3月に初めてつくったということで3年間が経過しました。そして、今回の見直しに当たり御意見をいただいた中で、この3年間の取り組みの成果の検証などもきちんとすべきだというような経過の中で工夫もしていただいたと思います。最近は大変なPTAからの次年度の予算要望に当たっても、この教育ビジョンを読んだ上で、足りないところを要望されるというようなことで、新宿の教育の全体像を保護者の方々が理解する重要な資料になっていると思っています。従って保護者の方々にも、また学校においては、職層が多岐にわたりますので、忙しい中で一般の教員がどこまで理解できるかという部分ではありますが、やはり全体像が書かれていますので、ぜひさまざまな機会をとらえてよく理解してもらうように工夫もしていただきたいと思います。

○松尾委員長 38ページにスクールソーシャルワーカーと出てきます。それから、特別支援教育推進員というのが41ページに出てまいります。こういった方々については、例えば何らかの資格であるとか、そういったものがあるのでしょうか。つまり、その仕事にふさわしい人物を選んで、その仕事に当たっていただくということが十分に可能かということです。

○教育支援課長 まずスクールソーシャルワーカー、通称SSWというような言い方を私どもしておりますが、この方につきましては社会福祉士、あるいは精神保健福祉士等の資格を有する方ということで、なおかつ学校に派遣をして福祉的な分野での対応などを行っていただく、あるいは関係機関等の調整等も担うということから、学校現場の状況についても、やはり一定程度精通されている方、こういった方を選んでいきたいと考えているところです。

特別支援教育推進員につきましては、現在におきましても多くの方が教員資格をお持ちの方で、なおかつやはりこういった特別支援教育に関心の高い方を非常勤として採用しているという状況でございます。

○松尾委員長 こういう特別支援教育推進員については、教員資格は必要だけれども、特別支援教育について特に深い知識があるかどうかというのは、資格としては問われていないということでしょうか。

○教育支援課長 基本的に資格としては設けておりません。

○松尾委員長 そうしますと、面接等を通じて、それにふさわしい人物かどうかということを見て採用するという理解でよろしいのでしょうか。

○教育支援課長 採用に当たりましては、今委員長御指摘のように面接等を通じて本人と、私が直にお話をした上で採用選考を行うということになっております。

○松尾委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ協議についてはこれにて終了いたします。

以上で本日の協議は終了いたします。

-
- ◆ 報告 1 平成 24 年度新入学 学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて
 - ◆ 報告 2 平成 24 年度区立幼稚園の学級編制について
 - ◆ 報告 3 平成 24 年度 学校給食調理業務委託事業者の選定結果について
 - ◆ 報告 4 新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）に対するパブリック・コメントの実施について

○松尾委員長 次、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 4 について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○学校運営課長 私からまずは報告 1、平成24年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて御報告いたします。

1 の抽選対象校の繰り上げ状況でございます。

1 月 31 日に補欠登録者の繰り上げを、表のとおりに行いましたので御報告いたします。

今回、兄弟姉妹関係ということがございます。兄弟姉妹関係は、定員を超える場合でも全員繰り上げるものとするということにいたしました。その理由を記載しております。

第 1 に、現在も兄弟姉妹関係は優先の制度がございまして、補欠順位を上位にしているということ。それから、前年度までに兄弟姉妹関係者で、繰り上げ、または指定校変更制度で入学できなかった例はなかったということ。また、平成 24 年度 1 年生は 35 人学級制度の本格開始初年度であることから、兄弟姉妹関係は定員を超える場合でも全員繰り上げるものとしたしました。

早稲田小学校につきましては、既に兄弟姉妹関係者は全員当選しています。その上で受け入れ上限数を 90 人と設定し、11 人の補欠登録者を繰り上げるものとしたしました。

なお、補欠登録者の繰り上げにより定員を超えていても、弾力的運用により原則として学級数増は現在の時点で行わないということでございます。

学級数等の決定につきましては、4 月 1 日時点で決定いたします。それまでに転入者及び指定校変更等がございますので、内容の状況によって 4 月 1 日に決定するものでございます。

2 の繰り上げ日程につきましては、1 月 31 日に補欠の繰り上げ等を行いましたので、この

時点から補欠番号は全部が無効となるということになっております。

3番の各校別の状況については、今説明したものを各校に適用したものでございます。

続きまして、報告の2でございます。平成24年度区立幼稚園の学級編制についてでございます。

総括的に申しますと、昨年と同時期に比較しまして、昨年が808人に対して現在のところ742人ということで66人の減という内容になっています。

ここで、2園について御説明をさせていただきます。

津久戸幼稚園の4歳児でございます。これにつきましては、1月26日時点で9名の応募者、その後、1名の入園予定がございますので、合計して10名の入園予定でございます。それで、実際地域の実情ということでございますが、その津久戸幼稚園の周囲には区立幼稚園及び幼稚園に類似する幼児教育施設がございませんので、その辺を勘案して今回の場合、特例ということで津久戸幼稚園は4歳児の学級編制を行うということにしました。

もう一つの園として戸山幼稚園でございます。今回、4歳児は休学級といたしました。その理由といたしまして、戸山幼稚園の応募者が7名ということでございます。その7名のうち、休学級になった場合、東戸山幼稚園に4名、それから戸塚第二幼稚園に3名行かれるということがあらかじめわかっておりましたので、その辺も勘案して今回は戸山幼稚園の4歳児は休学級とするということにいたしました。

続きまして、報告の3でございます。平成24年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果についてでございます。

1の委託事業者の選定方法でございます。これはプロポーザル方式をとっております。教育委員会内部に「新宿区学校給食調理業務委託に係る事業者選定委員会」を設置しております。この選定委員会のメンバーは、次長を委員長としまして、教育委員会の課長級の者、それから校長先生、栄養士、PTA等で、10名で構成されております。

(1) 事業者としての資格として2つございます。①東京23区内に本社又は事業所が所在していること。②東京23区内の小学校又は中学校で給食調理の受託実績があること。

(2) 委託の条件でございます。これは幾つか書いてありますが、教育委員会及び学校栄養士の指示等に従い、実施するというところでございます。②給食数に応じた調理員の配置を行うものとする。③として、いわゆる業務責任者、主任と業務副責任者、副主任の基準が記載のとおりでございます。

2番、プロポーザルによる事業者選定の経過等は、9月から始まりまして記載のとおりで

進みまして、結果が出たということでございます。

3、最終選定事業者として5社が選定されました。(1) 葉隠勇進株式会社東京本社、(2) 株式会社藤江、(3) 株式会社東京天竜、(4) フジ産業株式会社、(5) 株式会社レパストでございます。

4の事業者が受け持つ学校ということでございます。上位の1業者は2校受け持つということになっております。選定で1位になったのが葉隠勇進でしたので、2校を受け持ちます。5年を経過して継続の学校が戸塚第一小学校と落合第四小学校でございます。それ以外の学校は、今回新規に委託ということになります。戸塚第三小学校、鶴巻小学校、西新宿小学校、落合第二小学校、この4校は新規ということで、それぞれの会社が受け持つということでございます。

○副参事 私からは報告4、新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針(素案)に対するパブリック・コメントの実施について御報告申し上げます。

まず1番、実施期間でございますが、平成24年2月15日から3月14日でございます。実施方法といたしましては、2月15日号の広報しんじゅく、それから2月25日のしんじゅくの教育及び区ホームページ等で意見を募集いたします。

続きまして、資料閲覧場所ですが、ご覧のとおりでございます。

今後の進め方の予定でございます。

まず、2月8日に文教委員会に御報告を申し上げます。その後、熊谷委員からも先ほどございましたが、地域説明会を開催いたします。2月25日、土曜日、これが18時、榎の地域センター。26日、日曜日が10時、落合第一地域センター。3月1日の木曜日、13時、第二分庁舎分館1階会議室ということでございます。

考え方としては、土日、それからウイークデー、午前、昼、夜ということで、縦に5キロ、横に長いですから、榎、真ん中、落合ということで検討させていただきましたところがございます。

最後になりますが、御意見を伺った上で3月の下旬、もしくは4月の中旬、まだ未定でございますが、教育委員会で基本方針を決定いただくというような予定で考えてございます。

以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

まず、報告1について御意見、御質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

御質問がなければ、報告1の質疑は終了いたします。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

御質問がなければ、報告2の質疑は終了いたします。

次に、報告3について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 この5つの会社、業態からすれば非正規の社員が多いというのは当然のことかなと思います。ただ、この23区内の受託個数で、5番目のレパストが35校にして4,745人というような、相当雇用人数の格差が大きいので、採算性の問題とか、あるいは副業で何かやっているとか、何か情報があれば教えてください。

○学校運営課長 レパストは多業種です。いわゆるレストランとか、社員食堂、そちらのほうにかなり人員が割かれていると、そういう状況でございます。

○羽原委員 チェックされているから、別に疑問があるわけではないですが、23区なら23区でいいですが、あるいは都内全域なのかわかりませんが、もう少し学校給食に携わっている人員での資料だと良いのですが、何かばらつきがあり過ぎて対比ができない、企業規模等々、わかりにくいなという意味で、もしそういうものがわかれば、今後少し説明がつくようなデータをいただければと思います。

○学校運営課長 貴重な御意見をありがとうございます。そのとおりだと思いますので、いわゆる学校給食に携わる人数等も、きちんと会社から報告は受けられます。それも記載するよう、それを明記していくような形で、一定の評価のほうにもつながる面もございますので、その辺も記載していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ、報告3の質疑は終了いたします。

次に、報告4について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 パブコメの意見要旨のところですが、本案件に対する利害関係について記入をとありますが、受け付け方法のところの利害関係とは何ですか。

○副参事 まず、そもそも規定といたしましては、資料の2枚目をご覧くださいますと、パブリック・コメントの規則の中で、意見等を提出できる方ということで、③施策等の案に利害関係のある方ということ、区全体としてこういう指定がございます。そして、今回のパブリ

ック・コメントで、それではどういう方に利害関係があるのかということで、私も考えたところ、例えば今千代田区民である、そのうち新宿区に転入してくる、こういう未就学児を抱えた保護者の皆様、例えばこういう方が対象になるのではないかと。教育関係以外では、聞いているところの話によりますと、例えば都市計画絡みになりますと相当な利害関係者の方が、地権者が地方にいるとか、そういう広範になるというように聞いておりますが、私どもに関してはさほど大きな利害関係者のネットワークというのでしょうか、そういった方はいらっしやらないのではとは思っておりますが、理論的にはそういうことが考えられるということでございます。

○羽原委員 例えばマンション業者が、どこに学校ができるか、あるいは統廃合の対象になり得るかというような、そういう事業的な利害関係も含むということですか。

○副参事 考え方としては、恐らく今委員御指摘のとおりかと思えます。ただ、今回のパブリック・コメントに関しては、例えば特定の学校の何か改修をするとか、そういうことでも必ずしもないということですから、実際にどういう方なのか、関係を見ないと、その方が利害関係が本当にあるのかないのか、この辺はつぶさにわからないというようには思っているところではあります。我々の基本的なスタンスとしては、何らかの関係があれば、門前払い、だめですよということにはならないのではないかと、そのようには考えている次第でございます。

○松尾委員長 よろしゅうございますか。

ほかに御意見、御質問がなければ、報告4の質疑は終了いたします。

◆ 報告5 その他

○松尾委員長 次に、本日の日程で報告5、その他となっておりますが、事務局から報告事項はございますか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

午後 4時35分閉会